

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2438号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

農村改革が、重要な局面に入りつつある。

昨年末に決定された「米政策改革大綱」は、日本農業の最大の課題である米に切り込んだ。この米政策改革を含め、農村改革のキーワードは、一貫して「市場主義」であった。市場原理の一層の導入と同時に、農業保護政策の後退が図られている。

しかし、町村関係者には、そうした一般的な理解と同時に、今回の農村改革には、別のキーワードが潜んでいることを看過してはならない。それは、一九九九年に制定された食料・農業・農村基本法に2つの形で埋め込まれている。

ひとつは、基本法には、「地域の特性に応じて」という言葉が、繰り返し使われていることである(第4条等6カ所)。多様な自然条件に規定され、またそれを活用する農業では、



笑顔はじける

政策が「地域の特性」を重視することは当然のことと言えよう。しかし、それを法律にあえて書き込んでいるのは、今までの画一的農政への反省が含まれている。

もうひとつは、地方自治体の役割を、国との適切な役割分担を踏まえ、

「農政改革から地域主義」を掘り起こそう

東京大学大学院助教授 小田切 徳美

(第8条)としている点である。これは旧農業基本法に見られた「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない」という、国と地方の主従関係を前提とした規定から決定的に変わっている。つまり、現在進行中の農村改革に

は、もうひとつのキーワードとして、地域の特性に際して、その政策主体として最も身近な地方自治体を重視する「地域主義」が埋め込まれている。そして、実は今回の米政策改革においても、その傾向が見られる。従来の転作助成金に代わる「産地づくり推進交付金」は、「これまでの助成金体系を大転換して、地方分権の発想を取り入れた助成」と説明されている。

町村の農業関係者には、この新たな傾向を後退させない実践が要請されている。今までも「地域農政」「自治体農政」が云々された時代もあったが、それは実現しないまま現在に至っている。「地域主義」は、地域が積極的に掘り起こさな限り埋もれがちなのである。

言い換えれば、農政の「地域主義」は、地域自身が勝ち取るべきものである。

活	動	地方制度調査会総会で山本会長が意見 = 全国町村会	(2)
政	策	今後の地方制度のあり方について中間報告 = 地方制度調査会	(5)
情	報	カプセルNOW&NEW	(12)
情	報	町村週報主要索引(平成15年2月~4月)	(13)
随	想	心豊かに	群馬県水上町長 腰越孝夫.....(14)
情	報	政策レーダー	(15)

もくじ

山本会長が地方制度調査会で意見

”小規模市町村“の財政特例見直しに反対を表明

内閣総理大臣の諮問機関である第27次地方制度調査会（会長諸井 度・太平洋セメント(株)相談役）は、4月30日に総会を開催し、「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」をまとめた。

今回の中間報告は、同調査会の審議に付されている事項のうち、基礎的自治体や都道府県のあり方について、学識経験者等で構成される専門小委員会での議論を踏まえ整理したもの。

当日は、中間報告の案文について審議がなされ、山本文男全国町村会長（福岡県添田町長）が委員として出席し、町村の立場から意見を述べた。

また、出席した委員のうち自民党の野中広務衆議院議員から、市町村合併推進の背景や考え方について言及があった。



◆「中間報告案」に関する意見交換 山本会長

1 基礎的自治体について
・基礎的自治体ということを常に言うが、この基礎的自治体の認識について我々町村会と他の方々との間にかんがいのギャップがあるのではないかと思う。
・基礎的自治体というのは（交付税の）不交付団体をいうのか、あるいは合併をすれば基礎的自治体になるのか、何を基準に基礎的自治体とい

うのか分らない。

・私を知っている例をあげると、10ヶ市町村で合併しても自立できないところがある。現在でさえ財政力の弱い市町村が合併したとしても財政力が高まるとは思えない。

・このような場合、またさらに基礎的自治体らしい大きな所と合併させられるのか、あるいはそれが推進されるようになるのか分らない。

・基礎的自治体というのが自立力のある自治体だというのがあれば、殆どの市町村が基礎的自治体ではないことになる。したがって、基礎的自治体になるために合併しろというのは矛盾している。

・基礎的自治体についてはもう少し分かりやすく、そして、将来の姿を示して提言する必要がある。

2 合併できない市町村について

・合併できない市町村については、前回までは、内部団体移行方式などを考えていたようであるが、少し表現が変わったようであり、（町村の立場を）理解していただいたようだ。

・しかし、中山間地や離島については、一言も書かれていない。総括的に表現されるとしてもこれらの地域

の存在が含まれていなければならない。

・基礎的自治体について、人口基準を明示することは極めてナンセンスである。

・3ヶ町村で1万6千人にしかならないところがあり、何のために合併するのかと尋ねたら、「小規模市町村になりたくないからだ」という。こつということが現実にあるということを考えていただきたい。

・中間報告には、もう少し温かみのある文言があつてもいいのではないかと思う。

・離島の人たちは、我々はどうしたらいいかと悩んでいる。

・したがって、基礎的自治体だけを強調するのではなく、全市町村を対象に検討すべきである。

3 大型合併の指向について

・現在の合併は住民自治権を侵害しているのではないか、ということをよく言われる。

・例えば、内部団体移行方式は住民自治権の侵害だと言われている。今回は書かれなかったが、二度とこの案が出されないようお願いしておく。

活 動

・大型の合併をすると、国と地方のバランスを保つことができるのだろうか。市町村を大きくすることが、対等・協力を高めることになるのだろうか。

・そして、そのような大型の合併を進め市町村の数を減らすことにごどのようなメリットがあるのだろうか。その点について全く触れられていない。とにかく基礎的自治体になれと言われているだけだと思う。

4 合併推進の前に権限移譲を

・権限移譲ということがいわれているが、既に大きな都市があるのにそういう自治体への権限移譲を行わないで、合併をすれば権限移譲を行うというようなことを言うのはおかしい。

・やれるところには、どんどん地方分権を推進し権限移譲をしていくことの方が合併のインセンティブになるのではないか。その点についても考えていただきたい。

5 人口規模の明示について

・また、今後、人口規模で評価することは止めてもらいたい。町村というのは、人口規模だけではない、面積や自然条件の異なる地域がたくさんある。人口の多寡で自立できない、あるいは将来性が無いということとは言えない。

・今回は書かれていないが、自民党では人口1万人以下を小規模市町村とするということが明言されており、これに従うことになれば、人口

規模だけの評価となり実態との相違が生じることになる。

6 財政措置見直しには反対

・小規模な市町村に対する財政特例措置を見直すということが書かれているが、ささやかな額しか交付されていない町村に対して、なぜ、財源の見直しをするというのか、全く分からない。

・同じ財源を節約するのであれば、大きいところを1割カットすれば町村をカットする分の何倍も大きくなるのではないかと。なぜ、小さな町村の財源を強行に見直しするのか。

・中間報告案の他の箇所には、「市町村」という記述がたくさんあり、町村の存在を認めている。その一方で、町村がいらぬというように記述があるのは矛盾している。

・町村だけを対象にした財源の見直しは止めてもらいたい。

・合併をどうしてもやらなければならぬのであれば、その将来像や理念を示してもらいたい。それらについては、全く示されていないため判断に苦慮する。

7 特例措置は継続が必要

・以上、いろいろ申し上げたが我々が実感していることである。もっと現実を重視してもらいたい。中山間地や離島、合併をやりたくてもできないところがどうするのか。

・また、平成17年4月以降、新法を制定して合併を促進するところがあるが、財政的な支援は行わないとしてい

る。現在は80項目にもわたる支援があるのに、17年4月以降はないというのは、行政常識として通るのか。今までやってきたことを続けるのが当然だと思う。

・むしろ17年4月以降に合併をする町村というのは、悩み抜いたあげく合併をする。合併をやれなかった所というのは、やれなかった事情があるからであり、感情だけでやらなかったということではない。この点については絶対に賛成できない。

野中広務衆議院議員(自民党)

1 平成の大合併と離島・中山間地の存立は別問題

・先ほど山本さんが言われた中山間地や離島のような合併が不可能な市町村に対する配慮がされていないために、原案にあった人口標準規模の1万というのも消えたのかと想像する。

・確かに合併が不可能な地域が存在することは事実である。

・しかし、明治の大合併が行われ3万あった市町村が1万になった。そして、昭和の大合併で1万が3600になった。それから、47年たつてわずか3百数十しか減っていない。

・その間市町村には大きな格差が生まれた。一方で市町村を取り巻く財政状況は非常に厳しく、三位一体の改革もまだ人口に入ったかどうか分からない状態だ。

・先日、小泉総理が言った税財源の配分から切り口にすべきだというのは、正しいと思う。

・そして、その税財源の移譲を行っても配分を受けられない所を明らかにした上で交付税議論は出てくるのだと思う。

・国庫補助金や負担金の問題はやるうとしても、官僚の仕事と人数が絡んでおり言うほど簡単ではない。だから、切り口としては、税財源を移譲して交付税に入っていく、国庫補助負担金の議論へ入っていくかなくてはならないと思う。

・そういうことを考えるとやはり今の市町村の規模で良いのかということを考えて、市町村合併が行われている。その合併にあまり配慮して、旧市町村の自治組織をどう設けるかについて、非常にきめ細かな配りがされ明記されている。

・しかし、合併が不可能な所が現存すること、標準として最低規模を1万人とすることは別だと思ふ。

・昭和の大合併は、目標を8千と4千や2千に減ってしまった。人口の移動や過疎化の現状を思うとやはり、平成の合併もこの辺りだという標準は、昭和の合併にも置いたのだからそれを置くということ、合併できないところが存するあるいはそれに対する財源対策というのは別の議論にするべきだ。

2 地域自治組織は行政区で

・その議論にあまりにもきめ細かな配慮したために、任意的なもの法的なものという書き方がされたり、その組織には任命制や一方においては

活 動

公選も認めるといふ書き方がされて
いる。

・大きく合併して残った旧村単
位に自治組織を認め、その審議する
のに公選まで認めるといふのでは
何のために合併したのか分からない。

・政令指定都市の例のように旧村
単位に行政区を設け、そこで基礎的
事務を行う、そしてそこでは、例
えば市会議員ならばその選挙区を
旧村単位にすれば事足りるのであ
る。それをまた委員会を作ったり、
任命制や公選制にするようなやり
方をすべきではないと思ふ。

・この4月、全国2万4千の機関
をもつ日本郵政公社が発足した。
この郵便局に住民の住民票などの
基礎的な事務の担当をしてもらう
という郵便局の活用が何一つない
というのは、非常に残念である。

3 市のあり方と合併推進

・現在すでに市の人口要件を下回
った市のあり方は、非常に問題が
あると思ふ。

・本来、明治以来、「市町村」とい
う階級的呼称を用いてきたことは
おかしいと思ふ。一旦市になったら、
人口が6千位になっても市で残り、
市会議員という形で報酬を受けると
言ふことは、財政から考えても問
題である。

・したがって、合併は可能な限り
この平成大合併でやるべきである。
そして、特別職だけでも大変な経
費削減になる。そしてそれをカバ
ーするためにそれぞれ旧村に行政区を置

き、行政区を選挙区とする市議
員を出し、住民の不便をできる限
り解消するような合併を、この際
大胆にやってみようという姿勢を
ここで貫いていると思ふ。

4 事務配分特例方式(都道府県
の肩代わり)は実施不可能

・府県に市町村の一部の事務を
委託するべきであるといふのは、
言い得て不可能だと思ふ。

・府県も出先機関の統廃合をや
って、効率化して財源を満たさな
ければならぬときに合併もでき
ない所の事務を府県が委託を受け
ることは、言うべくして不可能
であり、可能な限りそういうこと
が起らないような形、あるいは行
政の手が届くような形の合併を進
めるべき。

5 過疎・離島への財政措置と合併
の関係

・いま合併を迷っているところ
があるが、迷っているところは、
結局、交付税があり、過疎債があ
り、離島や中山間地に対する傾
斜配分があるという思いから離
れられないのではないか。

・今まで通りあるのに、なぜ合
併しなければならぬのか吹っ切
れないでいる。

・大きくなるということが、当
該自治体や住民に理解されて、こ
の合併は促進されるべき。

・地方公共団体が存立する分
かれ目がこの平成の大合併だと思
ふ。

◆「中間報告案」の扱いについて

諸井会長

・本日ご議論いただいた意見で
重要なポイントで、この点は
まだ問題だと思ふことについて
はこれからもうと議論し、ご
意見をうかがった上で考えて
いかなければならないと思
っている。

・皆さんがおっしゃるような
方向に行くとは限らないが、ご
意向を踏まえて検討して参
りたい。

・そこで、今日のこの中間報
告案については、多少修正し
た方がよいと思ふので、それ
を前提に小委員長と副会長
と3人に預けていただきたい
と思ふがいかがか。



山本会長

・私は反対する所は反対すると
申し上げた。全面的に賛成して
いるものではない。

・合併で最も苦勞しているのは、
町長だ。私は町長の話聞いて本

日意見を申し上げた。

・財源の削減について特別に
町村の財源を削減するといふ
ようなことを書かなくても、
財源全体を節約するといふ
ことは、国全体でやらなければ
ならないこと。それをなぜ、
そんなことを書くのか全く理
解できない。

・この案については、賛成す
るところも多いが、反対する
ところもたくさんある。私も
望んでいることは殆ど書か
れていない。だから全面的
には賛成できない。

・1000の町村が合併に進
んでいるが、残っている1500
の町村は、私が申し上げたこ
とと同じようなことを考
えている。

・したがって合併させたいの
なら、合併しやすいような環
境をつくるのが大事である。

諸井会長

・その点を含めて検討する。

松本小委員長

・今後はこの中間報告に
対する各方面の意見を
うかがいながら、引き
続き残された課題について
審議していく。

・当面、地方税財政のあり
方については、さらに審
議を行った上で改めて
意見を出すことにしたい。

諸井会長

・なお、この報告については、
5月6日に総理大臣に提出
する予定になっている。

(了)

政 策

＋ 地方制度調査会 ＋

今後の地方制度のあり方について中間報告

● 新法で第2次合併を促進 ● 人口規模は両論併記

● 旧市町村単位に「地域自治組織」を創設

地方制度調査会(諸井度会長)は4月30日、「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」をまとめた。合併特例法の後に新たな市町村合併を展開すると同時に、「地域自治組織」の創設を盛り込んだ。「西尾私案」の「強制合併」は影を薄めたものの、同調査会が11月にもまとめる答申では、「第2次合併運動」の「目標規模」の扱いが焦点となる。

● 財政難等から合併の必要性強調
中間報告は、「基礎的自治体」「大都市」「都道府県」のあり方について幅広く提言したが、ポイントは基礎的自治体の見直しだ。小規模市町村について、今後は、厳しい財政事情から財政優遇措置の見直しは避けられず、少子高齢化で基本的な住民サービスの提供も困難になるとして、「基礎的自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい」とした。

このため、現行の合併特例法の失効後、「新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促す」よう提言した。その際、合併を申請した市町村への経過措置は認めるが、「現行法の財政支援措置はとらない」と明記。さらに、新法では都道府県が「市町村合併に関する構想を策定し、勧告やあつせん等により合併を進める」とした。なお、「合併の目標」を明確にするため新法に「人口規模の要件」を明記するか否かについては両論を併記するとどめた。

また、合併で基礎的自治体の規模

が大きくなることから、「合併前の旧市町村の単位を基本」に、市町村の自主的判断で「地域自治組織」の創設も提言した。基礎的自治体の事務のうち地域共同の事務を処理するとして、そのタイプとして、「行政区的(法人格を持たない)」「特別地方公共団体(法人格を持つ)」の二つのタイプを選択できるとした。同組織に旧市町村名を冠することで合併前の名称を残すこともできるとした。合併できなかつた市町村の申請により、知事が周辺市町村に強制的に吸収合併させる仕組みの検討も盛り込んだ。さらに、「西尾私案」に盛り込まれていた市町村は事務の一部だけを扱い他は都道府県で処理する「特例的団体」の必要性も引き続き盛り込んだ。

● 「目標規模」明記が焦点に
同日の総会では、山本文男委員(全国町村会長)が「内部団体移行方式は住民自治権の侵害。二度と案が出ないように」と強制合併案の復活にクギを刺すとともに、「基礎的自治体の人口基準を明示するのはナンセンス」と批判。しかし、野中広務委員(衆院議員)は、「合併に迷っている町村は」交付税、過疎債などが今までどおりあると、吹っ切れないでいる「合併が不可能なところが現存すること、最低規模を1万人とするとは別だ」と述べ、優遇策見直しと合併目標設定の必要性を示唆した。

同調査会では今後、11月の答申に

向けた議論を本格化するが、注目されている「地域自治組織」については、公選議会を持つ特別地方公共団体タイプは政令指定都市の行政区に限定され、一般の合併市町村には現在の「地域審議会」をより強化した「支所・出張所」の創設に終わるのではないかとの見方もある。

一方、第2次合併運動では、都道府県知事が「市町村合併構想」を策定し、勧告などで合併を進めるとしている。現在も知事は「合併パターン」を策定して合併を促進しているが、新たな「構想」は法に基づく一段格上のものとなる。さらに、新法に「合併の目標規模」が明記されれば、都道府県知事は法律で「目標」達成を要請されることになる。このためか、4月22日の22回専門小委員会、総務省側は「人口規模が示せるかどうか熟していないが、一定の人口を目安に再編すべきではないか」との認識を示している。それが明記されると、新法は、「人口規模8千人」を目標に、「昭和の大合併」総仕上げの役割を果たした「新市町村建設促進法」と同じ仕組みとなる。

片山総務相は5月8日の経済財政諮問会議に「市町村合併促進プラン」を提出。合併推進のための新法を次期通常国会に提出する考えを表明した。「平成の大合併」も市町村数を3分の1にできるか。

11月の答申では、そのクギを握る合併の「目標規模」が明記されるか否かが最大の争点となりそうだ。

(自治日报社 井田 正夫)

◆資料

今後の地方自治制度のあり方についての中間報告

まえがき

国と地方との役割分担を明確化するとともに、自己決定と自己責任の原則を徹底する地方分権改革は、平成12年の地方分権一括法の施行を経て、次なる段階を迎えている。地方分権改革の新たなステージにおいて、真の分権型社会を実現するためには、地方分権推進委員会が、その最終報告（平成13年6月14日）において「分権改革の更なる飛躍を展望して」と題して掲げた幾多の課題を解決しなければならない。

当調査会は、平成13年11月19日に内閣総理大臣からの「社会経済情勢の変化に対応した地方行政制度の構造改革」についての諮問を受け、調査審議を重ねてきた。そして、平成14年7月1日の第3回総会において、「基礎的自治体のあり方について」、「大都市のあり方について」、「都道府県のあり方について」、「地方税財政のあり方について」、「その他の課題について」の5点を調査審議事項に定め、論点を整理したところである。

地方分権は、地方自治の本旨の実現といふことが、その根幹となるものである。地方自治の本旨は、国と地方との適切な役割分担を踏まえ、地域の住民が地域の行政や経営に対して主体的に取り組むという住民自

治と、地域の独自性と自律性が確保されるという団体自治を確立することである。このことを明確にして、更なる地方分権の推進を図ることが肝要である。

今日、住民自治との関連において、地域社会に新たな胎動がみられる。コミュニティ組織、NPO等の各種団体等による多様な活動が展開されるようになっており、これらと地方公共団体との協働の仕組みの構築といったことも重要な視点となっている。

当調査会は、これまで5回の総会と24回の専門小委員会を重ね、現地での関係者との意見交換会も行って検討を重ねてきた。

この中間報告においては、上述の基本的認識を共有することを確認し、それを踏まえて、地方分権時代にふさわしい基礎的自治体のイメージ、それを実現するための方策、過程等についての具体的な議論、大都市や広域的地方公共団体である都道府県のあり方についての幅広い議論などを整理して示すこととした。なお、地方税財政のあり方については、各方面において議論が進められていることも踏まえ、今後、改めて意見を提出することとする。

当調査会としては、この中間報告に対する各方面の意見を踏まえ、最終的な答申に向けて精力的に調査審議を続けていく所存である。

この中間報告を契機として分権型社会の実現に向けた建設的な議論が更に広がり深まることを強く期待し

ている。

第1基礎的自治体のあり方

1 地方分権時代の基礎的自治体の構築

(1)地方分権時代の基礎的自治体

機関委任事務制度の廃止等により国と地方との役割分担を明確にした地方分権一括法の施行で、我が国における地方分権改革は確かな一歩を踏み出した。

今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎的自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。

このためには、今後の基礎的自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、国や都道府県との適切な役割分担の下に、自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある。

これを踏まえると、基礎的自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましく、これに対しては国として積極的な事務や権限の移譲を進めるべきである。都道府県も、条例による事務処理の特例の活用等により、規模・能力に応じて事務や権限を移譲するなど、可能な限り基礎的自治体が住民に身近な事務を処理することができるようにしていくべきである。

きである。

これにより大半の国民がこのような地方分権の担い手となるにふさわしい基礎的自治体の住民となり、住民の自己実現を可能とするような豊かな地域社会を形成していくことができるようにすることが望ましい。少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則としてすべての基礎的自治体で処理できる体制を構築する必要がある。

このような基礎的自治体の体制の構築にとつて、もう一つの重要な視点は、地域における住民サービスを担うのは、行政のみではないということであり、分権時代の基礎的自治体においては住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである。

今後引き続き進められるべき改革は、このような基礎的自治体が行政事務を的確に処理するとともに、安定的に財政を運営できることを基本として制度の構築が図られるべきである。

地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、住民自治が重視されなければならない。

このためには、住民自治をより一層実現するように、さまざまな方策を検討していく必要がある。その一

政 策

つとして、例えば、後述する地域自治組織を任意に設置することができ
る途を開くこととする必要がある。

このように分権型社会において、
基礎的自治体が充実した自治体
経営基盤を有し、住民自治について
も強固な基盤を持つことにより、分
権の担い手にふさわしい役割を真に
果たすことができるものとなること
を期待する。

(2)これまでの経緯

地方分権推進委員会における地方
分権改革の論議は、都道府県、市町
村の枠組みについては、当面現行の
制度を前提として、国から地方への
権限移譲等を進めることとしてい
た。一方で、基礎的自治体である市
町村については、「昭和の大合併」後
の経済社会の著しい変化等を踏まえ
た規模・能力等の見直しの要請が高
まり、自主的な合併が推進されてい
る。

平成17年3月の市町村の合併の特
例に関する法律(以下「合併特例法
」(以下「特例法」)の期限までにできるかぎ
り、自主的な合併の成果があるこ
とが必要である。当調査会として
も、改めてこれに向けての関係者の
真摯な努力に敬意を表するととも
に、大きな期待を寄せている。特に
住民に対して合併に関するさまざま
な具体的な情報を提供することが必
要であり、住民自身が地域の基本的
な課題として合併について真剣に考
えることが重要である。国及び都道
府県としても、さらにさまざまな方

策を展開し、自主的合併が進展する
ように取組を進めていくことが肝要
である。

また、このような分権の担い手と
しての基礎的自治体が全国的に形成
されることを推進していくと同時に
、規模能力に応じた権限移譲等を
進める観点から、指定都市、中核市、
特別市等、一層大きな権限と責任を
有する団体を目指して自主的に合併
することも検討されるべきである。

2 市町村をめぐる状況

(1)市町村の役割

我が国の市町村は、明治初期に地
域の公共事務及び法令に基づく事務
の処理のため、以前から存在してい
た、いわゆる「自然村」を基盤とし
て、「行政村」としたものである。

我が国の市町村については、小学
校事務の処理のため300戸から5
00戸を標準として「明治の大合併」
が行われ、中学校事務の処理のため
人口8千人以上を標準として「昭和
の大合併」が行われた。

今後、基礎的自治体は、一層厳し
さを増す環境、住民ニーズの多様
化、権限移譲、財源の充実強化等
の中で、質的にも高度化し、量的にも
増大する事務を的確に処理すること
ができるものでなければならない。

(2)市町村を取り巻く厳しい財政事情
近年我が国の財政は、税収が落ち
込む中で、国・地方ともに巨額の債
務残高を有するなど極めて厳しい状

況にある。地方においても、毎年巨
額の財源不足を生じており、その借
入金残高は平成15年度末で約199
兆円にのぼると見込まれている。

このような状況を踏まえると、今
後地方財政全般にわたり歳出の抑制
が求められ、各地方公共団体は、「又
ト意識を持って事務・事業に取り組
み、地域における郵便局との連携を
はじめ、多様なサービスの提供方法
の検討など、より一層効果的かつ効
率的な行財政運営を行うことが必要
となる。こうした観点から、市町村の
規模等に対応して行われてきた各種
の財政措置等についても見直しを図
ることが避けられない状況にある。

(3)少子高齢化の進行

今後、国全体の人口が2006年
をピークに減少する中で、市町村が
このまま推移すると、2030年に
は人口5千人未満の市町村が現在の
約700団体から1200団体近く
に増加し、現在よりもかなり高齢者
の比重の高い地域社会の出現が予想
されている。

少子高齢化の進行は、現在の地域
社会に対して大きな影響を与えてい
るが、特に小規模な市町村について
はより深刻であり、これまでのよう
な職員や財政基盤を維持できない状
態に陥ることが予想される。これに
より、小規模な市町村においては地
方自治法第1条の2第1項に規定す
る住民福祉の増進を図るという基本
的役割を担うことが困難となること
を想定せざるを得ない。

(4)現在進められている市町村合併の
位置付け
現在進められている市町村合併は、

「昭和の大合併」後の生活圏や経済圏
の拡大等をはじめとする経済社会の
変貌、市町村を取り巻く環境の大き
な変化、著しい少子高齢化の進行等
の状況を踏まえて、今後、地方分権の
担い手にふさわしい行財政基盤を有
することができる基礎的自治体を形
成するために、自治体を再編成する
ものと位置付けることができる。

また、国土の保全、水源のかん養、
自然環境の保全等の機能を維持する
ため、自治体経営の単位を再編成
し、都市と農山漁村が共生する新し
い基礎的自治体を目指す動きともと
らえることができる。

3 合併特例法期限到来後にお
ける分権の担い手としての基
礎的自治体

(1)平成17年4月以降の合併推進の手
法

現行の合併特例法の失効(平成17
年3月31日)後は、新しい法律を制
定し、一定期間さらに自主的な合併
を促すこととする。この法律は、合
併に関する障害を除去するための特
例を中心に定め、現行法のような財
政支援措置はとらないものとする。

なお、現行の合併特例法は延長し
ないことを前提に、平成17年3月31
日までに関係市町村が当該市町村議
会の議決を経て都道府県知事への合

政 策

併の申請を終えたものについては、合併特例法の財政支援等を引き続き適用する旨の経過規定を置くものとする。

新法においては、上記1で述べたようなあるべき基礎的自治体を目指し、必要に応じて都道府県が市町村合併に関する構想を策定し、合併に関する勧告や、合併に取り組む市町村間のさまざまな合意形成に関するあつせん等により自主的な合併を進めるものとする。

なお、この場合において、自主的な合併についての目標を明確にするため、法律上人口規模の要件(人口規模以外の要件が必要かどうか要検討)を示すべきであるという意見がある一方、法律上これを示すことについては慎重な意見も存在する。

(2)包括的な基礎的自治体の形成と地域自治組織制度の導入

合併後、総じて規模が大きくなる基礎的自治体内において住民自治を強化する観点から、合併前の旧市町村の単位を基本として、基礎的自治体の事務のうち地域共同の事務を処理するため、下記4のとおり、地域自治組織を設けることができることとする制度を創設する。

この制度を活用することにより、いわば旧市町村が包括的な基礎的自治体とも言つべき新しい基礎的自治体を形成するという形態をとることが可能となる。あわせて、地域自治組織に旧市町村の名称を冠することによって、合併前の名称を残すこと

も可能となる。

市町村は、新しい基礎的自治体を形成するに当たって、その自主的な判断により、旧市町村を単位とする基礎的自治体内の地域自治組織を設置することができる。

都道府県知事も、一定の場合に、小規模な市町村等を対象として、当該市町村を単位とする地域自治組織を設置し、包括的な基礎的自治体を形成すべきことを勧告することができるものとする。

さらに、離島や中山間地等においては、地域の特性等を踏まえた上で合併を推進していく必要があるが、例えば地理的条件や財政的条件等により関係市町村間の協議がとれない場合、平成17年4月以降一定期間経過した後、包括的な基礎的自治体を形成する地域自治組織となることを都道府県に自ら申請することができるものとする。

市町村が自ら申請した場合には、都道府県知事が関係市町村の意見を聴き、当該都道府県議会の議決を経て、当該市町村がいずれかの基礎的自治体を形成する地域自治組織となることについて決定しうる仕組みを検討するものとする。

また、合併の進捗状況を踏まえ、基礎的自治体によって構成される広域連合の拡充等による新たな広域行政の推進方策についても、今後検討していく必要がある。

(3)事務配分特例方式の検討

上記のプロセスを経た後においても基礎的自治体として求められる十分な自治体経営の基盤を備えない市町村等が存在しうる。

このようなケースにおいては、今後の少子高齢化の進展等により、当該市町村が単独で行政サービスを適正に供給し続けていくことが困難となることが予想される。

そのような市町村については、組織機構を簡素化した上で、法令による義務付けのない自治事務は一般的に処理するが、通常の基礎的自治体に法令上義務付けられた事務についてはその一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務付ける特例的団体の制度の導入について引き続き検討する必要がある。

4 基礎的自治体における住民自治充実のための新しい仕組み

(1)地域自治組織(仮称、以下同じ。)の制度化

基礎的自治体には、自治体経営の観点とともに住民自治の観点が重要であり、基礎的自治体における住民自治を強化するために、地域自治組織を基礎的自治体の判断に応じて設置することができる方策を検討する必要がある。

地域自治組織については、合併の有無に関わらず、基礎的自治体における一般制度としても、必要な地域(例 小・中学校区等)に任意に設置できる制度を検討する。

これを前提として、当面、合併後

の市町村において、合併前の旧市町村単位に地域自治組織を導入する途を開くこととする。

(2)地域自治組織のタイプ

地域自治組織は、当該区域に住所を有する者が当然にその構成員となり、そのタイプは、行政区的なタイプ(法人格を有しない)と、特別地方公共団体とするタイプ(法人格を有する)の2つとし、どちらかを選択できるものとする。

ア 事務等の考え方

基礎的自治体の組織の一部として事務を分掌する。

イ 機関

次のような機関とすることを検討する必要がある。

(ア)地域自治組織の機関は、地域自治組織の長と諮問機関(附属機関)としての地域審議会とする。

(イ)地域自治組織には、事務局を置くことができる。

(ウ)地域自治組織の長は、基礎的自治体の長が選任する。この場合に、あらかじめ当該地域自治組織の地域審議会の意見を聴くことや、当該基礎的自治体の議会の同意を得ることも検討する必要がある。

(エ)地域審議会の委員は、公選又は住民総会による選出を可能とすることも検討する。

特別地方公共団体とするタイプ
ア 事務等の考え方
基礎的自治体の事務で法令により

政 策

処理が義務付けられていないもののうち、当該地域自治組織の区域に係る地域共同の事務を処理する。

地域自治組織の機関は、基礎的自治体の補助機関の地位を兼ねることができるとし、法令により基礎的自治体が処理することが義務付けられている事務を地域自治組織において処理することも検討する。

その設置に当たって、法人格を有することにのみならず、都道府県知事の認可を必要とするなど、都道府県知事が所要の関与を行うことを検討する。

イ 機関

地域自治組織の議決機関の構成員は公選（住民総会による選出を可能とする）ことも検討）とし、地域自治組織の執行機関は当該地域自治組織の議決機関の互選又は基礎的自治体の長による選任等とすることを中心に検討する。

地域自治組織には、事務局を置くことができる。

その職員は基礎的自治体からの職員の派遣又は兼務を原則とし、必要な場合には、臨時の職員を採用できることとする。

ウ 財源

地域自治組織は、基礎的自治体の事務の一部を処理するものであることから、その財源は、当該基礎的自治体からの移転財源によることを原則とする。

課税権と地方債の発行権限は認めないこととし、地方交付税も基礎的自治体について算定し、交付される

こととする。

なお、地域自治組織が上記の移転財源による財源見合いの事務以外の事務を実施することを認める場合には、住民から何らかの負担を求めることができるとすることとすることを検討する必要がある。

検討に当たっての留意事項

いずれのタイプにおいても、法律で定める事項は最小限にとどめ、地域の自主性を尊重し、地域において活用しやすいものとなるような制度とする必要がある。

第2 大都市のあり方

1 大都市に関する制度の現状と課題

大都市に関する制度としては、昭和31年には指定都市制度が、平成6年には中核市制度が、そして平成11年には特別市制度が設けられ、今日に至っている。高次の都市機能が集積する都市地域においては、多様化する住民ニーズに即応して機動性の高い行政サービスの提供が求められており、大都市である基礎的自治体に対する一層の権限の移譲をはじめとした権能の強化が求められている。

一方、大都市は一般に人口が稠密で、多様で高度な都市機能が集積し、その社会実態の機能が一般の都市以上に広くかつ大きく周辺地域に及んでいるため、周辺地域との一体的整備が不可欠であり、大都市に特有の行政サービスの提供とともに、

大都市を含む広域的なネットワークによる行政課題への対応が求められている。

また、大都市地域においては、住民と行政との距離が大きいという指摘があり、また人口の集中や合併によって都市の規模が拡大するにつれ、このような傾向が一層助長されているとの指摘がある。個々の住民の意見を大都市経営に反映し、より多くの住民の行政への参画を促す仕組みが必要である。

2 今後における大都市制度のあり方

(1) 大都市制度に共通する課題

これまで、中核市、特別市制度の創設、地方分権一括法等による市町村への権限の移譲などにより、大都市の権能の強化が図られてきているが、引き続きこのような都市の規模・能力に応じた一層の事務権限の移譲が進められるべきである。なお、中核市、特別市については、その制度が定着したことにのみならず、今後、その指定のあり方等について検討を行う必要がある。

一方、大都市の範囲を超える広域的な行政需要があり、広域的調整を図る見地から、大都市地域においても都道府県の役割は依然として重要であり、その役割については、「第3 都道府県のあり方」で触れられている方向に沿って検討がなされるべきである。

(2) 指定都市制度

地方自治法においては、当初特別市制度が設けられたが、実際には指定されることなく、昭和31年の地方自治法改正により同制度は廃止され、これに代えて指定都市制度が創設されたという経緯がある。このような事情を踏まえれば、現行の指定都市制度の大枠の中で、さらなる権限の移譲を行い、その権能を強化するという方向を目指すべきである。

その上で、指定都市においても、防災、交通ネットワークなどその区域を越える広域的な取組を必要とする行政分野が存することにかんがみ、大都市圏全体で行政課題を解決する方策を視野に入れて検討すべき分野は少なくなく、その分野については、都道府県がこれに対応した調整の役割を果たすことが必要となる。

指定都市の現状にかんがみれば、指定都市の行政区が相当程度自主的に事務処理ができるよう、地域内分権化を図るといった観点から、指定都市の行政区の権限を強める方向で検討がなされるべきであり、その一方策として、現在の行政区の単位に地域自治組織を導入することを含め、検討する必要がある。

指定都市の区域内から選出される道府県議会議員については、指定都市の区域といえども課税権に着目して人口比例により定数配分すべきという意見がある一方、課税権を変更しても行政権能の多寡を勘案して定数配分を行うべきという意見がある。このことについては、引き続き検討することとする。

第3 都道府県のあり方

1 都道府県制度の現状

都道府県は、地方分権一括法による機関委任事務制度の廃止、国の関与の見直し、権限の移譲等により、自立した広域的地方公共団体としての責務をより積極的に果たすことが求められている。

他方、現実の都道府県の姿を見ると、明治21年に47ある現在の都道府県の区域の原型が確立されて以来、府県制から地方自治法へと制度は変遷しているものの、その名称及び区域は、約120年間、ほとんど変更されることなく今日に至っている。このような現在の都道府県の姿について、それが国民の間に定着しているところと見るのか、あるいはそのときどきの経済社会の状況にそぐわないと見るのかは、時代によってその様相を異にしてきた。

例えば、戦後における地方制度調査会における論議を概観すると、昭和32年に第4次地方制度調査会が「地方制案を答申し、その後、昭和40年に第10次地方制度調査会が「府県合併に関する答申」を提出し、これを受けて、都道府県合併特例法案が国会に提出されたが、これが廃案になるとその後は大きな制度改正の議論は行われず、昭和56年、第18次地方制度調査会小委員会は、「現在の府県制度は35年の歳月を経て国民の生活及び意識のなかに強く定着している旨を報告するなど、議論の

変遷が見られたところである。また、平成5年には、第23次地方制度調査会が「広域連合及び中核市に関する答申」を提出し、都道府県も構成団体となり得る広域連合制度が、平成6年の地方自治法改正により実現された。

2 都道府県が果たすべき機能と役割

(1) 国と地方の役割分担との関係における都道府県の位置付け

地方分権改革においては、国と地方公共団体との役割分担のあり方が見直され、国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務などの国が本来果たすべき役割を重点的に担い、他方、地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされた(地方自治法第1条の2)。

その上で、基礎的な地方公共団体である市町村と広域的地方公共団体としての都道府県との機能、役割の分担については、都道府県が地方公共団体の事務のうち、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの、事務の規模、性質上一般の市町村が処理することが適当でないものを処理することとされ、他方、市町村は、上記以外の事務を一般的に処理することとされた。

今次、広域的地方公共団体である

都道府県のあり方を検討するに当たっても、上記の役割分担を議論の前提として踏まえ、その明確化を図る方向で検討が行われるべきである。

(2) 近年の状況とその背景

近年においては、都道府県自身や経済界など各方面からも、都道府県のあり方に関し、府県合併や道州制の提案などさまざまな提言が行われてきており、その背景には、次のような事情がある。

経済のグローバル化、第2次産業から第3次産業へという産業構造の変化、大都市への一層の人口集中といった動向に加え、目前に迫った人口減少社会の到来など経済社会構造の変化を背景として、広域行政を効果的かつ効率的に推進できる体制がより一層強く求められるようになってきたこと。

地方分権改革の実現により、機関委任事務制度が廃止され、自立した広域的な地方公共団体としての都道府県の新たな役割を求める気運が高まったこと。

市町村合併の推進により、市町村の規模・能力が拡大し、行財政基盤が強化されつつある今日、市町村を包括する広域的な地方公共団体としての都道府県の役割が改めて問われるようになってきたこと。

(3) 21世紀における都道府県の役割

国から地方へという流れを確かなものとするため、国から地方への事務権限の移譲を行っていく上で、国

の権限の受け皿としての役割が引き続き都道府県に期待されており、これまで国が担ってきた機能の一部を引き受けるなど重要な役割を果たすことが求められている。

上記のような動向に加え、東京圏と地方圏の経済格差の是正が引き続き求められる状況も踏まえ、国の経済政策と相まって、ローカルなレベルでの産業、雇用政策が強力に推進される必要があり、都道府県は、そのような役割を積極的に担うべきである。

また、合併により市町村の規模は拡大するが、その市町村を包括する広域的な地方公共団体としての役割も重要性を増すものと考えられる。すなわち、都市圏と周辺地域との交流促進、ネットワークの整備、森林保全などの環境面等で都道府県の役割は大きくなる。

さらに、これからの市町村は、福祉や教育、まちづくりなど、住民に身近な事務を自立的に担っていくことができるようになる必要があることは前述のとおりであるが、この場合にあっても、高度の専門的知識や技術を先導的に提供する局面において、都道府県の役割は引き続き重要である。

(4) 今後における都道府県の機能

都道府県が上記のような役割を十分に果たしていくためには、都道府県がこれまで果たしてきた機能(広域機能、連絡調整機能、補完機能)については、それぞれ次のように考

政 策

えるべきではないか。

まず、広域機能に関しては、高度なインフラの整備、経済産業活動の活性化、雇用対策、国土の保全、環境の保全等の機能をさらに充実する必要がある。また、都道府県には、行政サービスの広域的な提供を通じて、バランスのとれた公共サービスの維持に貢献してきた側面があり、このような機能も充実する必要がある。

次に、連絡調整機能及び補完機能に関しては、市町村合併の推進等により、市町村が自立的に事務を執行することが原則となるものと考えられることから、都道府県は、規模が拡大した市町村に対しては連絡調整事務を主に、いわゆる補完行政的な事務については一般的には縮小する。そのような中であっても、都道府県が一定の小規模な市町村の機能

新刊紹介

『かしこく選んで 食は豊に』

選べるユニバーサルデザイン

高齢者も障害者も元気に自立

今後の少子高齢化の中で、高齢者や障害者が、家族や知人、友人など身近な人との共助も工夫しながら、自立自助を基本として日常生活に取り組み、健康で元気に生きる社会の実現は何よりの理想である。

高齢者や障害者の日常生活の自立自助には、衣食住をはじめ生活環境全般のバリアフリー化が、進まなければならぬ。

食生活環境のバリアフリー化に限っても、食材の購入、料理づくりに必要な調理用品や台所用用品、食器類、さらには台所ゴミの処理まで安全・快適の要件を満たし、また、容器包装食品は、識別が容易で、開け易く扱い易いという要件を備えている必要がある。

本書は、こうした食生活にかかると幅広い分野のバ

能を代替することとする場合の都道府県の機能は必要である。

3 都道府県合併・道州制等について

上記において検討した今後の広域的な地方公共団体の役割、機能が十分に発揮されるためには、現在の都道府県の区域の拡大が求められる。その方法としては、都道府県合併、道州制の導入が検討の対象となる。

(1) 都道府県合併

都道府県合併については、地方分権の観点から、都道府県が自主的に合併する途を開く道すじについて検討すべきであり、国の法律により定めるという方式、すなわち各都道府県の発意により合併手続に入ることができない現行の地方自治法の定めについて

ては、これを見直す必要がある。

その方式としては、市町村合併の場合と同様に、都道府県の自主的合併の手続を整備することとし、関係都道府県が議会の議決を経て合併を申請し、内閣総理大臣が国会の議決を経て合併を決定するといった規定を整備することが考えられる。

(2) 道州制

「道州制」については、「全国を幾つかのブロックに分け、このブロック単位に、国の出先機関の性格を有しない、公選の首長と議会を擁する地方公共団体を設ける制度」と位置付けることが適当である。

この道州制の導入は、国の機能を住民により身近な地域政府に移譲するとともに、今後さらに加速されると見込まれる経済活動の広域化に対応する必要がある。また、都道府県合併等により、道州に移行する条件が整った団体を先行的に道州に移行させることもあり得る。

本書は当協会のこれまでの蓄積とノウハウを駆使したものであり、高齢者や障害者の食生活の自立自助のための手引きとして、自治体や社会福祉協議会の関係者にも是非とも広く活用して頂きたい一冊である。本書は、定価1500円、A4版127頁。注文、問い合わせは左記まで。

(財)すこやか食生活協会

03 35583 9395

03 35589 4317

E-mail:info@sukoyakanet.or.jp

KKKKKKKKKKKKKKKKKKKKKKKKKKKKKKKK

応じたインフラの高度化や産業の活性化をより効果的に行っていくという意義があるが、他方、道州制は、我が国の国・地方を通ずる行政体制の根幹にかかわる問題であることから、今後、そのあり方について幅広く議論を行い、国民的なコンセンサスの形成といったことも含めて検討を進めるべきである。

道州制の検討に当たっては、ブロックの単位、道州に配分すべき権限、広域行政の効率化、首都及び大都市圏の取扱い等について、まず幅広く議論を行うことが重要である。

道州制の導入に際しては、一定の国の地方支分部局の機能を道州に移譲することが前提となるべきであり、まず地方支分部局の管轄区域の見直し・統合等について当面の課題として取り組むべきである。また、都道府県合併等により、道州に移行する条件が整った団体を先行的に道州に移行させることもあり得る。

なお、道州制の導入については、都道府県も住民に身近な行政を担っており、また、小規模な市町村のあり方との関係における都道府県の機能が引き続き必要であり、都道府県としての機能や役割が依然として大きいものであること、また一方で、道州制を議論する前に既存の制度である都道府県間の広域連合を活用すべきであると考えられることなどを踏まえ、この観点から、道州制について将来の課題として検討すべきであるという見解もある。

カプセル Now & New

海上での風力発電に 北海道 瀬棚町 乗り出す

町は、日本海に面した瀬棚港内の海岸から約七〇〇m離れた防波堤の内側の海上に、風車二基を建設して風力発電事業に乗り出す。発電した電力は北海道電力への売電を予定しており、風車の基礎部分は養殖事業の漁礁として利用する計画。海上での風力発電は国内初めての試み。

「んめえがすと」盛況 岩手県 衣川村

「んめえがすと」は方言で「おいしいですよ」の意味。村は平泉中尊寺と隣接。「星空日本」の下、かあちゃん達が村の古民家を改造した「民芸屋敷」で、餅料理を中心に村の特産食を提供、予約しないと食べられない盛況ぶり。かあちゃん達の出資で頑張っている。

障害者等の町民バス 宮城県 山元町 料金を半額に

町は、障害者などの負担軽減のため、町民バス「ぐるりん号」の料金を半額にする減免措置を実施している。対象となるのは療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者とそれぞれの介護者。運賃は一律で、大人二百円が百円、小学生百円が五十円になる

企業立地促進条例を 福島県 泉崎村 施行

村は、村の中核工業団地の完売を目指し、企業立地促進条例

を制定、四月一日から施行した。工業団地に進出し、工場を新増設する事業者に、固定資産税の五%相当額を助成する。助成の上限は五千万円で期間は三年間。優遇措置で用地の販売促進を図っていく。

新生児の親子に絵本を 栃木県 烏山町 プレゼント

町は、新生児の八、九カ月健診を受診した親子に絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を行っている。本を通して親子のきずなを深めてもらうのが目的で、松谷みよ子の『いいないばあ』とヘレン・オクセンバリー『したく』の二冊を無料でプレゼントしている。

温泉街での公営温泉の 群馬県 水上町 建設を検討

多数の温泉客やスキー客が訪れている町は、観光客のさらなる増加を図っていくため、温泉街の中心部・湯原地区に、日帰り客も利用できる公営温泉の建設を検討している。低料金で気軽に利用できる公営温泉を建設することで、温泉街の活性化を図っていく。

堆肥センターの建設を 埼玉県 嵐山町 推進

環境保全型の農業を目指している町は、家畜排せつ物を有機堆肥にして商品化する「堆肥センター」の建設を進めている。地元営農集団連絡協議会などと嵐山南部堆肥生産利用組合を結成し、運営を委託する方針で、平成十六年度の稼働を目指す。

ブドウの苗木植え替え 山梨県 勝沼町 に助成

町は、町特産のブドウである甲州種が供給過剰となっていることから、現在栽培している甲州種から他品種や優良な甲州種に植え替える農家に対し、補助金を交付する事業を行っている。平成十四年度に行った植え替えが対象で、二万円を上限に苗木の二分の一の額を補助する。

高齢者の定期券 富山県 宇奈月町 購入代金を助成

町は、高齢者を対象に鉄道やバスの定期券購入代金の一部を助成する制度をスタートさせた。町在住の七十歳以上の高齢者が、富山地方鉄道発行の高齢者向け割安定期券「ゴールドパス」を購入した場合、年間一万五千元を上限に、購入代金の三分の一を助成する。

新エネルギービジョン 静岡県 浜岡町 を検討

町は、原子力発電の町というイメージだけでなく、風力発電など未来の新エネルギーの導入にも取り組んでいくため、新エネルギービジョン策定委員会を設置し、検討を進めている。町庁舎や下水道処理施設などへの電力供給を視野に入れながら未来エネルギーの導入を検討する。

高校の通学費と 奈良県 十津川村 寮費を補助

村は、幕末以来の伝統を誇る県立十津川高校での生徒数増加を図るため、通学費と寮費に対する補助を実施している。通学

費は村内からのバス通学者で一月月の定期代一万元以上が対象で、運賃に応じ年間八百円〜十五万二千円を補助。寮費は一律で年間十万円を補助する。

文化と文明を融合させ 岡山県 美星町 プランを策定へ

美しい星空を守るための公害防止条例を制定している町は、伝統芸能「備中神楽」などを通じた韓国との交流などの「文化」事業と、インターネットを活用した星空中継などの「文明」事業を関連付け、一体的に取り組むためのプラン策定を進めている。

「ゆのまえ情報ネット」 熊本県 湯前町 を運用

町は、町役場と小中学校や郵便局、商工会、農協など町内十五施設を平均毎秒百メガビットの光ファイバーで接続し、「ゆのまえ情報ネット」を運用している。同ネットによってテレビ会議やネット上での施設利用申込みなどが可能となった。

四歳児までの医療費 鹿児島県 東串良町 を全額助成

町は、若い世代の子育てを支援するため、保険適用となる診療費・薬代などの乳幼児医療費を全額助成している。全額助成するのは四歳誕生日までの乳幼児の自己負担分の医療費で、四〜六歳誕生日までの医療費は自己負担三千円を超える分を助成する。

カプセル Now & New

情 報

町村週報主要索引

平成十五年二月～平成十五年四月
二四二六号～二四三七号

活動

山本会長が厚生労働大臣と意見交換
二四二六 (7)
全国町村会定期総会開く
二四二七 (2)

平成十三年度町村有物件災害共済事業の概要報告「全国自治協会」
二四二九 (10)

町村自治確立総決起大会ひらく
二四三〇 (1)

「町村の訴え」町村自治の確立と地域の創造力の発揮」を刊行「全国町村会」
二四三〇 (25)

山本会長が地方制度調査会専門委員会
二四三〇 (26)

平成十三年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告
二四三一 (6)

山本会長が地方分権改革推進会議で意見「全国町村会」
二四三四 (2)
WTO農業交渉で緊急要望を決定「全国町村会」
二四三四 (4)

政策

地方制度調査会が意見交換を開催(広島県・新潟県)
二四二六 (2)
徹底した行革と歳出の見直しを要請
平成十五年度財政課長内かん
二四二六 (9)

地財計画規模二年連続の減少に「平成十五年度地方財政計画」解説」

地方交付税法改正法案を閣議決定
二四二九 (2)

平成十三年度市町村決算
二四三一 (2)

平成十四年版消防白書「解説」
二四三一 (2)

少子化対策関連法案を国会に提出
二四三三 (2)

廃棄物処理法改正案を国会に提出
二四三三 (6)

第三セクター等の状況に関する調査結果の概要「総務省」
二四三四 (6)

起債制限比率が一〇年連続上昇「平成十五年版地方財政白書」解説」
二四三五 (2)

「三位一体改革」で検討試案「地方制度調査会」
二四三五 (5)

新しい時代の学校へ進む初等中等教育改革「平成十四年度文部科学白書の概要」
二四三六 (2)

高齢者活動促進システム活動事例集「農林水産省」
二四三七 (2)

随 想

おたまじゃくしに魅せられて
滋賀県高島町長
萬木綱一 二四二六 (23)

町を想う
埼玉県児玉町長
埼玉県児玉町長
小柏儀一 二四二七 (15)

千曲川源流の村
私達の、この村を想う
長野県川上村長
長野県川上村長
藤原忠彦 二四二八 (10)

水中考古学と鷹島

長崎県鷹島町長

宮本正則 二四二九 (12)

グローバル教育
秋田県雄和町長
伊藤憲一 二四三一 (9)

人形劇との出逢い
香川県大内町長
中條弘矩 二四三一 (10)

高踏勇退
静岡県町村会長・竜洋町長
池田藤平 二四三二 (10)

豊かな自然とともに
京都府網野町長
濱岡六右衛門 二四三三 (10)

鷹と共に
青森県七戸町長
福祉孝衛 二四三四 (11)

パストラルシテイの実現を目指して
山梨県町村会長・豊富村長
萩原幸男 二四三五 (10)

わがむら
広島県君田村長
藤原清隆 二四三六 (11)

清流と777は町の顔
徳島県町村会長・穴吹町長
佐藤宏史 二四三七 (11)

フォーラム
風が描く町からの挑戦「環境にやさしいまちづくり」を目指して
山形県立川町 二四二八 (6)

みどりの風が吹くまち
鳥取県智頭町 二四二九 (6)

浪漫街道(龍馬脱藩の道)と浪漫八橋(屋根付き橋)が映える村
愛媛県河辺村 二四三二 (5)

「コスキン・エン・ハボン」
日本のコスキンをめざして
福島県川俣町 二四三六 (5)

個性とにぎわいのあるまちづくり
古い町並みを現在アートの展示場に
富山県八尾町 二四三七 (5)

情 報

町村週報主要索引(平成十四年十月～十五年一月)
二四二八 (5)

新任都道府県町村会長の略歴(宮崎県)
二四二九 (4)

新任都道府県町村会長の略歴(福井県)
二四三〇 (32)

ふるさと回帰支援センターを設立
二四三一 (4)

カプセルNOW&NEW
二四二六～二四二七、
二四三一～二四三七

政策リーダー
二四二六～二四二九、
二四三一～二四三七

●町村週報の購読●

「町村週報」の購読を希望される方は、ハガキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会広報部へお申し込みください。年間一部千五百円。料金は請求書をお送りしてから折返し御送金ください。〒100-0001 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会広報部。

随 想

心豊かに

随 想



群馬県 馬場町 腰越 孝夫

―物から心の豊かさへ―

二十一世紀は「心と環境の時代」といわれている。何れも科学技術の進歩に伴って構築された工業化社会と資本主義経済、それに戦争の狭間にあつてお座なりにされてきた歴史がある。人間が人間らしく、而もより善く生きていくために必要な、現在社会に課せられている重要なテーマであります。

戦後復興のため、豊かさの追求に走ってきた日本の経済至上主義は、奇跡的な復興を成し遂げ、羨む物の豊かさや便利さを手に入れました。しかし、そのために失ったものも大きく、あまりにも物の豊かさを求めすぎたばかりに、現在社会のわずらわしい人間関係からも伺えるように、心の豊かさや余裕(時間)を失ったことです。

「人間は一人では生きていけない」という原則があります。時間に追われ、物の豊かさや浸ってきた日本人。ひとは各々のもっている役割と使命を果たしながら、人間がより善く生きていくために必要な社会形成の一翼を担って共生していることの意義を忘れてしまっています。利己主義に走り、自分だけよければと、個人の権利のみ主張するようになりました。加えて、公德心の欠如や物事への無責任さにも著しいものがあります。これらのことは、病んでいる現在の日本社会の症状であり、心の豊かさが必要とする所為でもあります。

さて、不況がなかなか回復しない今、心豊かな時代を創造するために私たちは、これ以上物の豊かさを求めても得られることに限りがあることを知るべきであります。

す。そして、国や日銀による累次の経済政策も効を奏さず、いままでの経済主義が限界にきているであろうことも認識しておかなければなりません。

―変化とスピードの時代―

二十一世紀も三年目に入りましたが、バブルがはじけ、デフレ状態が続く、先行きも依然として不透明である。にもかかわらず、あらゆる仕組みや事象が変化し、そのスピードも著しく速くなっている。一つの変化によって組織や個々の在り方や方針が行き詰まり、その周囲にもさまざまな問題が発生し、それらに対する判断や評価も方向転換を余儀なくされる。価値観も変わり多様化する。このまま世の中が進むと現在人は、戸惑いとともストレスから離れられない、ますます難しい時代環境に晒されていくこととなる。

ローライフ宣言」であるという。勤勉な日本人は長時間働くことは世界屈指だ。仏国や伊国では二三時間かけて昼食をとるケースも珍しくなく、残業も少ないから収入は当然少ないが、日本人よりはるかに生活を楽しんでいる。大量生産、大量消費の社会から「急がない社会へ」という価値観の転換は日本経済の方向性を探る上で重要である。という内容でした。

書店で気になる著書の表題が目に入りました。「人間を幸福にしない 日本のシステム」。テレビでは「日本人は日本の本当の良いところを忘れてる」の言葉が印象的であり、何れも外国人によるものであります。また、新聞で先頃東大を退官された安藤教授の講演で「日本は難しい時代で、一流大学を出てもリストラされる。自分の力で生きなければならぬが、可能性もある。若い人が自分に何ができるか考え、日本をつくってほしい。私も人々の心に残る建築をつくっていききたい」と。

首長として四期目。人の心を癒してくれる山・川・森・恵まれた自然環境の地で、住民の心に届く政治、住民の心が届く政治に拘わってきました。厳しい時代ですが、これからも前向きに「心の政治」を貫いていきたいと思えます。

最近、「スローライフ」についての新聞記事を読みました。人生八十年とすると、時間にして約七十万時間。そのうち働いているのは約七万時間で大半は睡眠や学習、食事、余暇で過ごす。日本人はこれまで七万時間の労働を大切に生活してきたが、これからは残りの六十三万時間をゆっくり生きよう。これは静岡県掛川市の「ス

ローライフ宣言」であるという。勤勉な日本人は長時間働くことは世界屈指だ。仏国や伊国では二三時間かけて昼食をとるケースも珍しくなく、残業も少ないから収入は当然少ないが、日本人よりはるかに生活を楽しんでいる。大量生産、大量消費の社会から「急がない社会へ」という価値観の転換は日本経済の方向性を探る上で重要である。という内容でした。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

地域児童福祉事業等調査
まとまる 厚生労働省

厚生労働省はこのほど、平成十四年地域児童福祉事業等調査を取りまとめた。

調査は平成十四年十月一日現在の全国の三、二四〇市町村を対象に実施したもので、実際に保育所のある市町村数は三、〇八三、このうち、保育所定員の弾力化を認めている市町村は二、三九八(全体の七七・八%)、定員の弾力化を認めていない市町村は六八五(同二二・二%)となっている。実際に定員の弾力化を実施している保育所のある市町村は一、九二八で、保育所のある市町村の六二・五%となっている。

保育所定員の弾力化の状況を市別でみると、指定都市で一(二・一〇〇%)、その他の市で六五九(同九六・一%)、郡部一、七二七(同七二・四%)となっている。

市町村の保育所の広域入所をみると、他の市町村に広域入所を委託している市町村数は二、二三九(同六九・一%)、委託していない市町村は一、〇〇一(同三〇・九%)となっている。

また、他の市町村から広域入所を受託している市町村は二、〇九〇(同六七・八%)、受託していない市町村は九九三(同三二・二%)となっており、他の市町村に委託も受託も行っている市町村は一、八六四(同六〇・四%)、委託も受託も行っていない市町村は六七〇(同二一・七%)となっている。

地方自治確立対策委員会(仮称)を設置
地方自治確立対策協議会

地方六団体に組織する地方自治確立対策協議会は、個性豊かで活力に満ちた自主・自立の分権型地域社会の実現に向け、真の地方分権の推進につながる地方行財政制度の確立を目指し、「地方自治確立対策委員会(仮称)」を設置することとした。

同委員会では、経済財政諮問会議や地方分権改革推進会議等で、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討するなど、地方行財政制度の見直しが進められる中、第一次分権改革の残された最大の課題である地方税財源の充実確保方策、国庫補助負担金の整理合理化の推進、地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能の必要性等地方税財政制度の在り方、国と地方の役割分担の明確化(適正化)等について、学識経験者と地方六団体関係者が一体的に審議を行い、真の地方分権の推進につながる地方行財政制度の構築について提言を行うこととしている。

委員会のメンバーは、岡崎洋氏・前神奈川県知事、北川正恭氏・早稲田大学大学院教授(前三重県知事)、立松和平氏・作家、茂木友三郎・キッコーマン株式会社代表取締役社長など十三人の委員で構成されている。

「農業委員会に関する懇談会」
報告書まとまる 農水省

「農業委員会に関する懇談会」(座長・八木宏典東京大学大学院教授)は、今後の農業委員会の活動・組織の在り方、改革の基本方向についての報告書を取りまとめ、公表した。

報告書では、まず、今後の改革の基本的視点として、委員会の設置は農政上、大きな今日的意義を持ち評価されるとしつつ、その役割の明確化、活動の重点化、市町村の立地条件等に応じた活動・運営の弾力化の必要性を指摘した。

その上で、活動の見直しの方向として、農地を巡る担い手や地域固有の課題に絞り込んだ活動への重点化、地域での具体的な政策提案・事業実践型の活動の推進、関係機関等との連携による耕作放棄地の解消や農地の多面的活用の推進等を提言。

また、組織の見直しの方向では、委員会の必要規制の基本的考え方は維持されるべきとしつつ、設置基準面積の引き上げ、小規模委員会の廃止を含めた設置の見直し、広域連絡協議会の設置による広域連携の推進、市町村合併の進展に伴う複数農業委員会設置の基準の検証、広域市町村での複数農地部会設置の可能性や任意業務を担う部会の設置基準などの検討、委員定数の削減並びに現行の選任委員の範囲と定数、新しい委員選出方法の検討などについて提言。

農水省ではこの報告を受け、制度改革が必要な事項、組織自らで取り組むべき事項等に分けて改革に取り組みとしている。

くつろぎと機能性が調和する 都心の快適空間です。

官公庁ビルの立ち並ぶ霞ヶ関のほど近く、都心にありながら、

喧騒を離れた、心落ち着ける空間として全国町村会館は

多くの皆様にご利用いただいております。

静かでゆったりとした客室に、味わい豊かなお料理。

一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による

上質なサービスで皆様をお迎えいたします。

町村主催の各種行事に

自治大学校などの交友会に

職員旅行・家族旅行に

小・中学校の東京での行事参加に

やすらぎを大切にした客室

客室は、静かさと心地よさに配慮し、全室を7階以上に配置いたしました。室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとりまとめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつをお過ごしいただけます。また、会議室やホール、レストランと和食処、ホテルショップなどの施設も充実しております。

土・日・祝日で宿泊は、
通常料金より20%割引でご利用いただけます。

※金曜のご宿泊にも、通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

シングル 131室 通常料金 8,500円より ツイン 18室 通常料金 16,000円より

シングル 6,800円より ツイン 12,800円より



シングル

ご予約・お問い合わせは



都心に近く便利なロケーション

東京での活動拠点として最適なロケーションです。会議や研修、パーティーなど用途に応じて幅広くご利用いただけます。

※宴会場ご利用のお客様の地元特産品などの持ち込みは自由です。
※ご宴会のお料理は、ご希望とご予算に応じてご用意いたします。



【交通案内】
 ■有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
 ■丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
 ■タクシー 東京駅から約20分

●東京ディズニーランド／地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
 ●浅草／地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
 ●東京タワー／地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
 ●東京ドーム／地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
 ●東京都庁展望台／地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

 **全国町村会館** TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 <http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>